

「外国人との共生社会」実現検討会議「中間的整理」の実施状況

「外国人との共生社会」実現検討会議「中間的整理」の実施状況	実施状況
1. 日本語で生活するために必要な施策のあり方	
① 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の推進 我が国において、外国人が日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地域で行われている「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室の設置、日本語教育を行う人材の養成・研修及び教材作成の三つを組み合わせた優れた取組を支援する。また、多様な機関等との連携・協力を図るなど、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を行う優れた取り組みを支援するとともに、体制整備に必要な人材育成を行う。	・外国人の円滑な社会生活の促進を図るため、平成19年度から『「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施している。平成24年度は、「標準的なカリキュラム案」等を活用した、日本語教室の設置・運営、人材の養成及び教材作成を支援するとともに、新たに日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援している。(平成24年度採択件数:85件) また、地域において、日本語指導者に対する指導的な役割を果たしている者等を対象とした研修の開催や新たに日本語教育の総合的な推進体制について実践的な調査研究を実施している。【文部科学省】
② 日本語教育研究協議会の開催等による地域における日本語教育の充実 国語分科会において作成してきた「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」などの成果物について、日本語教育研究協議会及び都道府県・政令都市等日本語教育担当者研修において、活用方法の普及を図ることで各地域の日本語教育の充実につなげる。	・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の参考として平成22年の「標準的なカリキュラム案」、平成23年の「活用のためのガイドブック」、平成24年の「教材例集」及び「日本語能力評価」について計画的に取りまとめ、ホームページや、日本語教育研究協議会及び都道府県・政令指定都市担当者研修を通じてその周知に努めている。 また、今年度は、同小委員会で日本語指導力の評価について検討を行っており、年度内に取りまとめる予定である。 さらに、平成25年度概算要求においては、新たにこれら一連の成果物を分かりやすく解説したハンドブックを作成するとともに、これまで全国一箇所で開催していた日本語教育研究協議会を4箇所に拡充して開催し、ハンドブックを活用した説明会を実施するための予算を計上している。【文部科学省】
③ 日本語教育に関する省庁連携基盤整備事業の推進 日本語教育機関・団体及び関係府省が、それぞれの目的に応じて実施している日本語教育について、情報交換等を行い、今後の取組の参考に供するため、日本語教育推進会議等を開催する。また政府内外の機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムの運用及び登録のコンテンツの拡充を図る。	・関係府省からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し、各府省の取組についての現状把握や情報交換を行っている。また、関係機関・団体や関係府省からなる日本語教育推進会議の第1回を平成24年1月23日、第2回を平成24年3月12日、第3回を平成24年9月21日に開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するための情報交換を行っている。 ・政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムを検討するとともに、平成23年度には文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、現在、インターネットを通じて提供している。 平成24年度は、日本語教育に関する各種コンテンツを横断的に利用できるシステムの整備を行っており、来年度から利用を開始する予定である。【文部科学省】
2. 子どもの教育のあり方	
① 定住外国人の子どもの就学支援 「定住外国人の子どもの就学支援事業」によって、不登校・不就学の外国人の子どもの就学支援を引き続き行う。	・国際移住機関(IOM)に37億円を拠出し、「定住外国人の子どもの就学支援事業」を平成21年度より実施している。平成24年度においては、23団体において事業を実施し、平成23年度までに約980人が公立学校へ、約1,000人がブラジル人学校等へ就学した。平成24年度以降においても、引き続きより効果的・効率的な事業とした上で、実施。【文部科学省】
② 外国人の子どもの状況の把握 公立小・中・高等学校等における「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」(平成20年度以降は隔年実施)、ブラジル人学校調査の実施により、外国人の子どもの状況の把握に努める。	・「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」の平成24年度調査を実施中。【文部科学省】

「外国人との共生社会」実現検討会議「中間的整理」の実施状況	実施状況
③ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への学習支援 近年の対象児童生徒の増加傾向を勘案しつつ、学校等の実態を踏まえ、外国人児童生徒の日本語指導を行う教員の体制を整備する。	・外国人児童生徒等に対する日本語指導等に対応した教員定数の加配措置を行っており、平成24年度予算においては、1,385人を盛り込んでいる。 また、文部科学省では、子どもと正面から向き合う教職員体制の整備のため、中3までの35人以下学級の実現と、個別の教育課題への対応を内容とする5か年(平成25～29年度)の新たな教職員定数改善計画の策定を目指し、平成25年度概算要求においては、その初年度分を要求しており、その中で、外国人の児童生徒の日本語指導に対応する教員についても100人の定数改善を計上しているところ。【文部科学省】
④ 帰国・外国人児童生徒の公立学校での受入態勢の整備 入学・編入学前後の外国人の子どもへの「初期指導教室(プレクラス)」の実施、日本語指導や外国人保護者との連絡調整の際に必要な外国語が使える支援員の配置等、地方自治体における取組を支援することにより、地域人材との連携による帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を図る。	・「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」(「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」のメニューの一つ)において、就学前の外国人の子どもへの初期指導教室(プレクラス)の実施、域内の学校への日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な支援員の配置等による、帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を支援しており、平成24年度予算においては、8,516百万円の内数を措置。 なお、平成25年度概算要求では、帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、各自治体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」(概算要求:91百万円)を計上。 ・平成21年3月27日付「定住外国人の子どもに対する緊急支援について(通知)」により、各都道府県等に周知済み。 【文部科学省】
⑤ 日本語能力の測定方法等の普及活用 3年間の委託事業によって、平成24年度末に完成予定の「学校において利用可能な日本語能力の測定方法」及び「日本語指導担当教員等のための研修マニュアル」について、学校や教育委員会での有効活用を図る。	・「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」において、JSLカリキュラムの活用方法等も含む、日本語指導担当教員等のための研修マニュアルや学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発(平成22年度～平成24年度)を行っているとともに、これらの普及のための予算を平成25年度概算要求に計上。また、日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインとして「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配布、地域の実践事例の集約と提供として情報検索サイト「かすたねっと」の公開の取組(平成22年度)を行った。 【文部科学省】
⑥ 教員等に対する研修等の実施 外国人児童生徒への教育に携わる教員や学校管理職、指導主事等を対象として、受入体制づくりや日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修会を開催する。また、教育委員会の担当指導主事の連絡協議会を通じ、各地の実践事例を紹介したり、協議を行うことによって、各地方自治体の取組の充実を促す。	・日本語指導者等に対する研修については、独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。(平成24年度については、6月18日～6月21日に実施。) 【文部科学省】

「外国人との共生社会」実現検討会議「中間的整理」の実施状況	実施状況
⑦ 高等学校の授業料等に関する支援 国籍を問わず公立の高等学校（中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）を含む。）の生徒に対しては授業料を不徴集とするとともに、国私立の高等学校、国公私立の高等専門学校（１～３年生）、専修学校高等課程及び各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省告示で定めるものの生徒に対しては、高等学校等就学支援金として授業料について一定額（118、000円）を助成する。また、低所得世帯の生徒については、助成金額を1.5～2倍した額を上限として助成する。	・現行制度を着実に実施している。【文部科学省】
⑧ キャリア教育の充実 学校における体系的・系統的なキャリア教育の実践の促進、職場体験活動やインターンシップなどの体験活動の充実、地域・社会や産業界等と連携・協働した取組の促進などにより、外国人の子どもも含む児童生徒に対するキャリア教育の充実を図る。また、定住外国人の子どもの就学支援授業において、子どものときに来日し、公立学校等で学んだ後、日本社会で活躍する外国人に、自身の過去の体験談を子どもに対して話して貰い、就学や将来を考えるにあたっての参考にしてもらう取組を引き続き行う。	・教職員等を対象としたキャリア教育実践のための指導用資料(キャリア教育の手引き)を各学校段階別に作成・配布するとともに、研修用動画を文科省HP上で配信した。(小学校:平成22年1月、中学校:平成22年3月、高等学校:平成23年11月、動画:平成24年1月) ・全国各地で高校の教員にキャリア教育の意義や重要性について理解を深めてもらうための「キャリア教育推進アシストキャラバン」を平成24年度に実施した。 ・社会全体でキャリア教育を推進する機運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の合同で、平成24年1月に「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催した。 【文部科学省】
3. 雇用・労働環境のあり方	
① 外国人を雇用する企業等への指導、周知・啓発（関係法令に基づく適正な労働条件の確保、労働状況への向上、労働保険の適用促進等） 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等を踏まえ、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、適正な労働条件の確保、労働条件の向上及び労働保険をはじめとした関係法令の適用等に関する雇用管理改善指導並びに本指針の普及啓発を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所には、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。	・平成19年10月1日に改正雇用対策法が施行され、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知、関係行政機関の連携等を通じた、事業主に対する外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指導を強化した。また、各労働局において外国人雇用管理セミナーの開催や外国人雇用管理アドバイザーの個別指導による事業主に対する相談援助を実施している。 【厚生労働省】
② 仕事に必要な日本語コミュニケーション能力の向上などを図る研修や、職業に必要な知識・技能を身につけるための職業教育、職業訓練等による外国人離職者の雇用促進 定住外国人が日本で安定した雇用につくことができるようにするため、定住外国人が集住する地域において、日本語を含むコミュニケーション能力の向上、日本の労働法令、雇用慣行、労働・社会保障制度等に関する知識の習得を図る「日系人就労準備研修」を引き続き実施する。また、介護など高い成長と雇用創出が見込まれる分野の専門コースの拡充を図り、より就職や職業訓練につながるような取り組みを行う。 介護分野を含め、公共職業訓練の実施の際には、語学力のある講師を配置し、母国語を併記したテキストを使用する等により訓練生の日本語能力に配慮するとともに、故郷職業能力開発施設にコーディネーターを配置し、関係機関と連携しながら委託訓練先の開拓や訓練に係る情報提供を引き続き行う。 さらに効果的な就職支援に向けて、日系人就労準備研修の開催時期と職業訓練コースの開催時期の連動、職業訓練への誘導を含めた就労支援及び介護等高い成長が見込まれる分野の求人開拓を実施する。	・平成21年度より、多数の日系人が求職活動を行っている地域において、安定就労への意欲及び必要性の高い日系人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした就労準備研修を、財団法人日本国際協力センターへの業務委託により実施している。(実績:平成21年度受講者数6,298人(全国63地域346コース)、平成22年度受講者数6,288人(全国97地域459コース)、平成23年度受講者数4,231人(全国75地域290コース))平成24年度計画数3,000人(全国70地域200コース) ・また、平成24年度は、定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練について、茨城県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府の7府県で実施している。(平成23年度実施地域:茨城県、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県の6県) ・平成24年9月に「関係機関の連携による定住外国人に対する就労支援及び職業訓練の強化について」を発出し、日本語能力が不足している等定住外国人の特性に配慮した職業訓練の機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組を推進することについて、関係機関に取組の依頼を行った。 ・平成20年度より、都道府県に定住外国人職業訓練コーディネーターを設置し、委託訓練先の開拓、ハローワークとの連携調整、受講生への訓練情報の提供等の業務を実施している。(平成24年度実施地域:茨城県、静岡県、愛知県、滋賀県の4県) 【厚生労働省】

「外国人との共生社会」実現検討会議「中間的整理」の実施状況	実施状況
③ 高度外国人活用に向けた就労支援環境の整備 企業における高度外国人財活用のための具体的環境整備についてまとめた「高度外国人財活用のための実践マニュアル」について、必要に応じた見直しを行うとともに、引き続き本マニュアルの効果的な普及・啓発に努めることにより、高度外国人財の活用に向けた就労環境の整備を図る。	・平成21・22年度において、外国人を多数雇用している業界団体への委託による企業における高度外国人材活用促進事業を実施し、セミナーを開催するとともに企業向けの外国人雇用マニュアルを作成し、普及に努めているところである。 【厚生労働省】
4. 社会保障のあり方	
① 社会保険等の未加入等の指導監督 全国のハローワークにおいて、外国人雇用状況届出に基づいて事業所を訪問し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき事業主指導を実施する。年金事務所では、それらの情報等をもとに事業所調査を行い、従業員の適正な加入について指導を行う。 外国人の在留資格変更申請・在留期間更新申請等の際に社会保険制度未加入が判明した場合には、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度加入を促すリーフレットを法務省地方入国管理官署で引き続き配布し、社会保険等への加入を促進する。	・平成24年度においても、引き続き、健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を行うこととしており、日本年金機構の「厚生年金保険等の適用促進に係る平成24年度行動計画」において、適用事業所に対する事業所調査の実施にあたっては、外国人就労者等に対し重点的に推進しているところである。 ・平成24年度における事業主指導については、年金事務所ごとの適用促進への取組目標を設定するとともに、これを実現するための具体的な計画等を策定し、呼出や訪問等による重点的な加入指導、立入検査及び職権適用の取組を徹底しているところである。 ・平成24年度においても、公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、引き続き年金事務所に指導を要請することにより連携を図り、年金事務所において加入促進を実施しているところである。 ・また、未適用事業所の適用促進及び適用事業所における加入漏れの早期解消に向けた指導の強化を図るとともに、都道府県労働局において、派遣元事業主、請負事業主等の社会保険の加入漏れの疑いを把握した場合、ブロック本部に情報提供を行い、年金事務所において当該事業所の調査を行っているほか、都道府県労働局と共同して、社会保険の加入等の集団指導を実施しているところである。 ・なお、外国人の在留資格の変更、在留期間更新等の際に社会保険制度未加入が判明した外国人について、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度加入を促すリーフレットを、法務省の地方入国管理官署で引き続き配布するよう協力を依頼している。(平成21年11月24日 事務連絡)。 【厚生労働省】
② 社会保障協定の締結促進 国際社会における人的移動に伴い、外国に派遣される日本人・外国から日本に派遣される外国人に係る年金制度の二重加入等の問題に対応するため、社会保障協定の締結を促進する。 (実績・平成24年7月30日現在) ・ブラジル等15カ国との間で協定が署名・発効済み ・中国等9カ国との間で協定締結に向けた政府間交渉・予備協議中	・社会保障協定の締結については、外務省とも十分相談しながら、一層推進していくこととしている。これまでに、ブラジルを含む14か国との間で協定が発効済みであり、1か国との間で署名済みである。また5か国との間で政府間交渉中であり、4か国との間で予備協議中である。 【厚生労働省】

「外国人との共生社会」実現検討会議「中間的整理」の実施状況	実施状況
③ 社会保障制度についての多言語化での情報提供 国で統一的な情報提供を行うべきものとして、国民年金制度の勧奨リーフレットなど、ポルトガル語、スペイン語版等を用いた情報提供を引き続き行う。	・厚生労働省も協力して、(財)自治体国際化協会のホームページに、労働・社会保険制度の概要等の情報を、12か国語で掲載している。 ・一都市(千葉県富里市)で外国人にかかる専門相談窓口を開設し、外国人納付相談モデル事業として国から補助を行った。(平成19年度) ・具体的には、外国語による国民健康保険制度の説明及び納付相談を実施。また、国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。 ・国民年金制度の勧奨リーフレット(8カ国語版)を日本年金機構のホームページに掲載している。また、全国の年金事務所においても、加入勧奨を図っているところである。 【厚生労働省】
5. 情報の多言語化、外国人へ分かりやすい情報提供のあり方	
① 定住外国人施策ポータルサイトの掲載 実際に相談活用や支援活動を行っているNPO等のニーズを踏まえ、国の統一的な制度等について、多言語での情報提供を行うとともに、日系定住外国人の支援を行うNPO等の活動に資する情報並びに生活者向けに資する各種制度の多言語での情報提供を実施する。また、多言語が進みやすい環境・仕組みを作り、充実を図る。	・定住外国人施策ポータルサイト(http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/index.html)において、国の統一的な制度等に関する情報提供を行っている。 ・「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン等の情報を新たに掲載したほか、携帯電話・スマートフォン用のサイトを新たに設ける等のリニューアルを行った。【内閣府】
② 緊急時の外国人への分かりやすい多言語情報提供の体制の構築 災害時に係る情報(リンク集)並びに外国語による電話相談一覧の掲載等、多言語情報提供を行う。また、災害時に、日本人向けに提供している災害関連情報を、外国人向けに分かりやすい内容で多言語化して、迅速に発信する体制の確保に努める。	・日本中どこでも発生しうる、風水害、地震に関して外国人向けに分かりやすく説明した消防庁ホームページ上のコンテンツ(英語)について、平成23年度に多言語化(ポルトガル語、中国語、韓国語)を図った。【総務省】 ・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、現在東日本大震災に関する情報(リンク集)及び外国語による電話相談一覧を、日・英・葡・西語版として掲載している。【内閣府】
③ 入国前の外国人に対する情報提供の推進 我が国に中長期間在留しようとする外国人が、住居、医療・社会保障、教育、日本語学習など、日本で生活を始める上で最低限必要な事項を正確に理解し、日本国内で円滑な生活が送れるよう、多言語(日本語、英語、中国語、韓国語(生活ガイドのみ)、スペイン語、ポルトガル語等)で作成した、『日本で生活を始めることを予定している皆様へ』(生活ガイド)及び『日本での生活手引き』(リーフレット)を外務省及び在外公館のホームページに掲載する。今後も在外公館における訪日予定の外国人に対するビザ発給時にリーフレットを配布する。	・日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめた「日本で生活を始めることを予定している皆様へ」(生活ガイド)及び「日本での生活手引き」(リーフレット)を外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館において、長期滞在を目的とする査証の発給を受ける外国人に対してリーフレットを引き続き配布。 ・本年7月9日から新たな在留管理制度が開始されたことに伴い、該当部分の改訂作業を行った。【外務省】

「外国人との共生社会」実現検討会議「中間的整理」の実施状況	実施状況
④ 運転免許試験における外国語の学科試験の推進 運転免許試験における外国語による学科試験については、平成24年7月1日現在、英語47都道府県、中国語15道府県、ポルトガル語9県で実施されている。母国語による試験を受験すること、外国人の負担軽減を図るとともに、日本の交通ルールをより深く理解することにつながることから、各都道府県におけるニーズ等を踏まえつつ外国語による学科試験の導入に向けて積極的に取り組むよう、都道府県警察に対し引き続き指示する。	・平成21年から平成22年にかけて、英語・中国語・ポルトガル語による運転免許学科試験の問題例を各都道府県警察に配布した結果、平成24年10月1日現在、全都道府県において英語による学科試験が実施されており、また、16道府県において中国語、9県においてポルトガル語による学科試験が実施されている。また平成24年8月には、地域の実情を踏まえ、ニーズがある場合には、外国語による学科試験実施に向けて積極的に取り組むよう文書で指示した。 ・平成22年4月に各都道府県警察に対して英語・中国語・ハングル・ポルトガル語・スペイン語による講習予備検査の実施要領を配布した。【警察庁】
6. 住居の安定確保のあり方	
① 民間賃貸住宅への入居支援等 地方自治体や関係事業者、居住支援団体等が組織する住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会等の活動に対する支援や家賃債務保証の実施により、外国人世帯の民間賃貸住宅への入居を円滑化し、引き続きの居住の安定を確保する。	・「あんしん賃貸支援事業」は平成22年度をもって終了している。 ・外国人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居等を支援する居住支援協議会の活動費用に対して、国は財政上の支援を行っているところ。(平成24年度予算)【国土交通省】
② 民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドライン等を通じた啓発 外国人を対象とした民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドラインや部屋探しに関するガイドブックについて、国土交通省ホームページでの公表等を通じ、一層の普及促進を図る。	・国土交通省のホームページでの公表等を通じ、普及促進を実施しているところ。【国土交通省】
7. 治安問題への対応のあり方	
① 来日外国人犯罪の取締り等の推進 犯罪のグローバル化への対応、来日外国人犯罪等を助長し又は容易にしている犯罪インフラ事犯の摘発等に取り組んでおり、引き続き対策を推進する。	・外国人犯罪組織の実態解明、犯罪インフラの解体等を推進し、来日外国人犯罪の検挙・防止に取り組んでいる。【警察庁】
② 防犯対策等の充実 外国人が犯罪被害者となること等を防止するため、関係機関と連携しつつ、防犯教室及び非行防止教室の開催、日系定住外国人を中心に結成された自主防犯団体に対する支援等、防犯対策等の充実を図る。	・各都道府県警察において、外国人が犯罪被害者となることを防止するため、関係機関と連携しつつ、防犯教室及び非行防止教室を開催するなど、防犯対策の充実を図っている。また、在日日系ブラジル人を交通安全教育指導員に委嘱し、ポルトガル語での交通安全教育を行うなど、外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を推進したほか、中国語・ポルトガル語による日本の交通ルール周知に向けた交通安全教育用映像資料を作成して警察庁ホームページに掲載するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図るなど、効果的な交通安全教育等を実施している。【警察庁】

「外国人との共生社会」実現検討会議「中間的整理」の実施状況	実施状況
8. 在留期間の適正な運用のあり方	
① 各種公的義務の履行状況を踏まえた在留期間の決定 新しい在留管理制度の導入により、在留期間の上限が「3年」から「5年」に伸長されたところであるが、「5年」の在留期間の決定に当たっては、申請人が入管法上の届出義務を履行しているかどうか、また、学齢期の子どもを有する場合には、その子を小中学校に通学させているか、さらには納税義務等公的義務を適正に履行しているか等についても、申請人の在留資格に応じて必要とするなどし、適正な運用を図る。 ② 日本語の能力を踏まえた在留期間の決定 いわゆる日系人で「定住者」の在留資格をもって在留する外国人（定住者告示第3号から第7号に該当する者で、未成年者を除く。）については、「5年」の在留期間の決定に当たって、上記①に記載した考慮事項に加え、一定以上の日本語能力を有していることについても必要とするなどし、適正な運用を図る。	・社会保険加入義務がある外国人については、その義務を履行することが必要であることを周知するとともに、平成22年4月以降は、申請の際に窓口で健康保険証の提示を求めることを明示する等加入促進のための措置を講じているところ。 ・新しい在留管理制度の導入により、在留期間の上限が「3年」から「5年」に伸長されたところ、「5年」の在留期間の決定に当たっては、申請人が入管法上の届出義務を履行しているかどうか、また、学齢期の子どもを有する場合には、その子を小中学校に通学させているか、さらには納税義務等公的義務を履行しているか等についても、申請人の在留資格に応じて必要とするなどした。 また、いわゆる日系人で「定住者」の在留資格をもって在留する外国人（定住者告示第3号から第7号に該当する者で、未成年を除く。）については、これらの考慮事項に加え、一定以上の日本語能力を有していることについても必要とするなどした。 【法務省】